

## 総合研究開発機構法を廃止する法律案の概要

総合研究開発機構法を廃止し、認可法人である総合研究開発機構を財団法人とするための措置を定める。

- (1) 総合研究開発機構法の廃止  
総合研究開発機構法(昭和48年法律第51号。以下「旧法」という。)を廃止する。
- (2) 旧法の効力  
旧法の規定は、総合研究開発機構(以下「機構」という。)が解散をする場合にあってはその清算終了の登記の時、財団法人に組織変更をする場合にあってはその組織変更の時までの間は、なおその効力を有するものとする。
- (3) 財団法人への組織変更
  - ア 機構は、平成20年3月31日までの間に、民法第34条の規定により設立される同様の業務を行うことを目的とする財団法人に組織変更をすることができることとする。
  - イ 機構の組織変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととする。
  - ウ 政府以外の出資者(地方公共団体及び民間企業)及び機構の債権者は、機構に対して、組織変更に関する書面等の閲覧等の請求をすることができることとする。
  - エ 債権者保護手続をとることとする。
  - オ 組織変更は、組織変更後の財団法人の設立の登記をすることによって、その効力を生ずることとする。
- (4) 出資者の持分の取扱い
  - ア 機構が財団法人に組織変更をする場合には、政府以外の出資者は、機構に対し、その持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができることとする。
  - イ 政府の持分及び払戻請求のなかった政府以外の出資者の持分については、その持分に相当する金銭が、組織変更後の財団法人に対し無利子で貸し付けられたものとする。
- (5) 機構の解散  
機構が組織変更をしない場合には、平成20年3月31日の経過する時に現に存する機構は、その時に解散することとする。
- (6) 施行期日  
施行期日は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日とする。